

続・A少年のこと

それを発達障がいと呼ぶのは課題を捉えやすいからだろうが、確かに、対人関係を結ぶのにこうした困難を抱えている子どもがいる。

人の表情を読み取るのが苦手で、そうしていいかどうかなど考えず、人と距離感が保てない。おしゃべりは好きだが、会話にならない。言葉のあやなどお構いなしに、言われたままに、やってしまう。そして、彼が一生懸命になれば、なるほど人は迷惑がり、怒られもする。複数の異なった指示が出されたりすると混乱し、パニックになる。なんかわからないまま、イライラ感がたまり、爆発してしまう。ふつう、人は努力した分、評価され、自信もついて成長していく。一生懸命やるだけ割りを食うのは本当に辛いだろう。

その少年に会ったのは、ある事件の時。高校生にもなる彼の振る舞いに善悪の基準は、必ずしもなかったように思う。彼の行動の基準は「怒られる」かどうかにあり、やってしまったことについて怒られるかもしれないと察すると、そこを逃げ出す。そして起こした事件から約2年。少年院から仮退院した少年は、確かに成長していた。そして、頑張ろうと希望を持って仮退院した少年のスタートダッシュは速かった。でも、相変わらず、人間関係がうまく作れない。一生懸命やればやるほど、ぶつかり、また理解もされない。疎まれる、怒られる。どうしていいかわからない少年のフラストレーションは極度に達している。でも、少年は、もう犯罪は起こさない。決めているという以上に、信条にもなっている。

少年のつらさは痛いほどわかる。少年が問題ではないのは明らかだ。そういう子どもがいるということに、ちょっとだけ気遣えばその子も救われる。生きにくさの原因は社会の側にある。

弁護士 野村 武司



●事務所案内●

営業時間 祝日を除く月～金 午前9時30分～午後5時30分
法律相談 予約制 048-946-1730までお電話ください

獨協地域と子ども法律事務所だより

2012.4
vol.5



Photo:Takeshi Nomura

ご挨拶

法律事務所の改装を行いました。ファイルや本棚を取り払い、いくつかの新人弁護士の座る机と椅子を整えました。そして、獨協法科大学院の卒業生である中原潤一弁護士を事務所に迎え、新しい事務所は、新人弁護士とともに、更に、地域に密着してまいりたいと思います。また、真摯に熱意を持つ問題に取り組む新人弁護士をこれからも可能な限り採用していきたいと思います。

東日本大震災、原発事故から一年あまりが過ぎました。これを契機に、人の命と絆を大切にする社会に変わったらしいなどと思うのですが、現実には格差社会は更に広がり、多くの人々が苦しめられているように思います。人の命や人権が本当に大事にされ、政治も社会も、そして人々の関係もやさしくなる。そうした社会にはほど遠い厳しい現実があるようになります。だからこそ、私たちは、せめて地域の法的な問題で悩んでいる人達をやさしく迎え入れ、その人たちとともに悩み、問題解決に取り組むような新しい事務所でありたいと思います。法科大学院でも新しい法曹にとって、最も大切なのは、このような人に對する優しさであるということを学生たちに伝えていきたいと考えています。

所長
弁護士 柳 重雄

獨協地域と子ども法律事務所

〒340-0041 埼玉県草加市松原1-1-10
TEL.048-946-1730/FAX.048-946-1733 <http://www2.dokkyo.ac.jp/~lawoffice/>

老後に備える法律知識

～成年後見・遺言・消費者被害など～

平成23年12月「老後に備える法律知識」というテーマで、第6回事務所学習会を行いました。学習会には、草加在住の市民の方々をはじめ多くの人達に参加していただき、法律事務所に隣接するミーティングルームが一杯になりました。学習会では、私柳から、「成年後見制度を考える」と題して、成年後見制度は、少しでも安心した老後のために、或いは老後の準備としても重要な制度であること、そして、この制度をどのように利用するか或いは利用しやすい制度をどのようにして作るかという観点から話をしました。また、井原弁護士からは、遺言についての一般的な知識とともに、遺言を具体的にどのように利用するかという観点から、また西澤弁護士からは、悪徳商法等に引っかかるないようにするためにどうするか、引っかかってしまったときはどうするかという観点からの話を受けて、参加者から様々な質問を受けて議論をしました。

これからは本当に超高齢化社会です。事務所の周りには、松原団地の住民のみなさんをはじめとして悩みを持っている高齢者の皆さんが多くおられると思います。そうした皆さんの頼りになる事務所でもあります。

弁護士 柳 重雄



地域の皆さんに信頼される事務所に



弁護士
柳 重雄

草加地域で働き、活動する皆様方とお付き合いをさせていただきました。社会の現実は、格差社会とひと言では言い切れない現実があります。高齢者の問題でも、子どもや障害者の問題でも、或いは地域に働く中小業者や働く人たちの問題でも、大変に厳しい現実に立ち向かい、様々な課題に取り組んでいます。地域の団体や個人の人達がいます。こうした地域の団体や個人の人達と一緒にになって様々な課題に取り組んでゆきたいと考えています。東日本大震災、原発被害を経て、人の命と繋がりを大事にする社会に作り替えられたらしいなと思いますが、現実の社会は、必ずしもそのように進んでいないことがあります。でも、めげずにすこしずつ地域の皆さんと一緒に前進をしてゆきたいと思います。

弁護士としての覚悟



弁護士
井原 正則

震災から1年が経過しました。私は震災直後から、埼玉の三郷市などに避難してきた方の法律相談に当事務所の弁護士や有志の弁護士とともにいました。震災直後は、「どこでお金を下ろしたらよい?」「どこにいけば就労の支援をうけられる?」「どの病院に通えるのか?」などと生活全般の道案内ということをやっていました。その時には、弁護士としてできることはごく限られています。それを知り、無力な存在だと思われました。しかし、震災から半年、1年と経過するうちに、福島の地に戻り、失われた生活を取り戻すために、日々の生活に必要な賠償(慰謝料・得られたはずの給与など)を求めるこのお手伝いができるようになってきました。震災直後に命がけで、被災者の命や生活を護ってきた、医師、消防隊員、警察官、市役所の職員などの人たちに恥じないよう、私たち弁護士も、被災者の思いや生活を弁護士としての覚悟をもって守っていきたいと思っています。

法曹のあり方を問い合わせながら



弁護士
野村 武司

法科大学院制度自体がはや曲がり角に来ています。他方で、日常目の当たりにすることは、人間関係に問題を抱えながら、リソースにつながれない人たちの存在です。向かっている方向と現実のギャップをいかにすべきか、実践を通じて、また責任ある立場からも問題提起していきたいと考えています。

弁護士4年目を迎えて



弁護士
西澤 豊陽子

今年で4年目となりました。最初の2年間は毎日が初めての連続で、無事こなすのに精いっぱいの状態でしたが、今は、まわりを見渡す余裕が出てきました。その分、依頼者の方の悩みにしっかりと寄り添い、ベストの解決を選択できるよう、より一層の努力をしてまいりたいと思います。

親権の停止制度について

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護するという観点から、民法及び児童福祉法などの改正法案が平成23年3月に閣議決定されました。同年6月には「民法等の一部を改正する法律」が公布され、平成24年4月から施行される見通しとなっています。

この改正により、親権の喪失制度や未成年後見制度等の見直しがなされます。

私が特に注目している点は、親権の喪失制度に加え、新たに、親権停止の制度が設けられる点です。父又は母による親権の行使が困難又は不適当であることにより、子の利益を害するときは、裁判所は、2年を超えない範囲内で、親権停止の審判をするとされます。

これにより医療ネグレクトなど、従来の制度ではフォローしきれなかった、比較的軽い事案について、親子の再統合への支障を最小限に抑えながら、適切な解決を図ることが期待されます。

弁護士 西澤 豊陽子



新任のご挨拶

昨年の12月21日に入所致しました、中原潤一と申します。

私は、明治大学を卒業後、1年間の社会人経験を経て獨協大学法科大学院に入学しました。獨協大学法科大学院に入学したのは、同法科大学院が「地域密着型法曹養成」つまり、町医者ならぬ町の弁護士の養成を売りにしていたからでした。「弁護士に頼むというのは何か敷居が高い気がする」という理由で、



弁護士
中原 潤一

一般の人がリーガルサービスを受けられないということはあってはならないと考えていたので、敷居の低い弁護士の養成を掲げていた同法科大学院に非常に魅力を感じました。

そして、2回目の司法試験で無事に合格し、1年間の司法修習を経て、同法科大学院が掲げる「地域密着型法曹」をまさに具現化する法律事務所に入所することができました。家事・労働・刑事など、突如振りかかった法律問題について、依頼者の方に寄り添いながら、ベストな解決方法を探求していきたいと考えております。若輩者ですが、何卒、よろしくお願い申し上げます。